



鳥取県公報

令和6年5月24日（金）
第9598号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定（352）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2 環境美化促進地区の指定の一部改正（4件）（353～356）（循環型社会推進課）・・・・ 2 特定計量器の定期検査の実施（357）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 3 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（358・359）（企業支援課）・・・・ 4 大規模小売店舗の変更の届出に対する意見書の提出（360）（〃）・・・・・・・・・・ 5 道路の占用を制限する区域の指定（361）（道路企画課）・・・・・・・・・・ 6 道路の占用を制限する区域の指定の解除（362）（〃）・・・・・・・・・・ 6 開発行為に関する工事の完了（2件）（363・364）（西部総合事務所環境建築局）・・・・ 7 土地改良区の役員の退任（365）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 7
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（27）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
◇ 公 告	保安林の指定予定に係る森林所有者等への公示による通知（森林づくり推進課）・・・・ 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（鳥取県立中央病院）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 随意契約の相手方の決定（2件）（教育センター）・・・・・・・・・・・・ 11 落札者の決定（5件）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

告 示

鳥取県告示第352号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
有限会社木島 薬局	八頭郡若桜町大字若 桜358-1	わかさ薬局	八頭郡若桜町大字 若桜926-13	育成医療、更 生医療、精神 通院医療	令和6年4月1 日

鳥取県告示第353号

平成9年鳥取県告示第766号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、令和6年5月24日から施行する。

令和6年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）第9条第1項の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部<u>自然共生社会局循環型社会推進課、西部総合事務所及び関係町役場</u>に備え置いて縦覧に供するとともにインターネットの利用その他の方法により公表する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）第9条第1項の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部循環型社会推進課、各総合事務所及び<u>関係町村役場</u>に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

鳥取県告示第354号

平成10年鳥取県告示第589号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、令和6年5月24日から施行する。

令和6年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）第9条第1項の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部<u>自然共</u></p>	<p>鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）第9条第1項の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部循環型</p>

<p>生社会局循環型社会推進課、西部総合事務所及び南部町役場に備え置いて縦覧に供するとともにインターネットの利用その他の方法により公表する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>社会推進課、各総合事務所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
---	---

鳥取県告示第355号

平成11年鳥取県告示第751号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、令和6年5月24日から施行する。

令和6年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）第9条第1項の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部自然共生社会局循環型社会推進課、各総合事務所並びに<u>境港市役所及び関係町役場</u>に備え置いて縦覧に供するとともにインターネットの利用その他の方法により公表する。</p> <p>1・2 略</p>	<p>鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）第9条第1項の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部循環型社会推進課、各総合事務所並びに<u>関係市役所及び町村役場</u>に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>1・2 略</p>

鳥取県告示第356号

平成16年鳥取県告示第20号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、令和6年5月24日から施行する。

令和6年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）第9条第1項の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部自然共生社会局循環型社会推進課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供するとともにインターネットの利用その他の方法により公表する。</p> <p>1・2 略</p>	<p>鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）第9条第1項の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部循環型社会推進課、<u>東部総合事務所</u>及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>1・2 略</p>

鳥取県告示第357号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
八頭郡八頭町	令和6年7月2日（火）	午後1時から午後3時まで	八頭郡八頭町船岡539-1 船岡地区公民館
〃	令和6年7月5日（金）	〃	八頭郡八頭町徳丸578-1 八頭町男女共同参画センター
八頭郡智頭町	令和6年7月9日（火）	午前10時から午後3時まで	八頭郡智頭町大字智頭2076-2 智頭町総合センター
八頭郡若桜町	令和6年7月12日（金）	午後1時から午後3時まで	八頭郡若桜町大字若桜757 若桜町公民館
八頭郡八頭町	令和6年7月19日（金）	午前10時から午後3時まで	八頭郡八頭町宮谷80 中央公民館

鳥取県告示第358号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鳥取駅ショッピングプラザ 鳥取市東品治町111-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
J R 西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 藤原 芳郎 島根県松江市朝日町字伊勢宮472-2
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役社長 新井 慎一
変更後 代表取締役社長 藤原 芳郎
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
令和5年4月3日ほか
- 5 届出年月日
令和6年4月23日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和6年5月24日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第359号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）MEGAドン・キホーテ米子店 米子市米原二丁目1-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
東大産業株式会社 代表取締役 山本 昌範 東京都港区六本木一丁目6-3
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の住所
変更前 東京都港区赤坂二丁目21-4
変更後 東京都港区六本木一丁目6-3
- 4 変更年月日
令和6年3月28日
- 5 届出年月日
令和6年4月30日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和6年5月24日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第360号

令和6年鳥取県告示第262号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示した（仮称）MEGAドン・キホーテ米子店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

令和6年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見書を提出した市町村
米子市
- 2 意見の概要
当施設には、鳥取県公害防止条例施行規則（昭和47年鳥取県規則第21号）第12条に規定する騒音関係特定施設が設置されているため、騒音の大きさについて敷地の境界線において鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）第46条第3項に規定する規制基準を超過しないようにすること。
- 3 縦覧に供する期間
令和6年5月24日から1月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課

鳥取県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

その関係図面は、令和6年5月24日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和6年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定する道路の種類、路線名及び区域

次の表に掲げる道路の区間において、道路法第18条第1項の規定により定めた道路の区域

道路の種類	路線名	区間
一般国道	178号	岩美郡岩美町大字陸上（兵庫県との境界）から同町大字浦富（一般国道9号と連絡する位置）まで
	〃	岩美郡岩美町大字牧谷（県道網代港岩美停車場線と連絡する位置）から同町大字大谷（県道福部岩美線と連絡する位置）まで
県道	鳥取空港賀露線	鳥取市湖山町四丁目142-3地先から同市賀露町西三丁目321地先まで
	羽合東伯線	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬（一般国道9号と連絡する位置）から同町大字久留（一般国道179号と連絡する位置）まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱、電話柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）（4の期日前に占用の許可を受けた電柱等の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱等を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

災害発生時の緊急輸送網として機能する道路について、通行に支障が生じることを防止することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

4 占用の制限の開始の期日

令和6年6月1日

鳥取県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定による道路の占用を制限する区域の指定を解除することとしたので、告示する。

その関係図面は、令和6年5月24日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和6年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除する道路の種類、路線名及び区域

次の表に掲げる道路の区間において、道路法第18条第1項の規定により定めた道路の区域

道路の種類	路線名	区間
一般国道	178号	岩美郡岩美町大字陸上（兵庫県との境界）から同町大字大谷（一般県道福部岩美線と連絡する位置）まで
	〃	岩美郡岩美町大字東浜（東浜居組道路入口交差点）から同町大字浦富（一般国道9号と連絡する位置）まで
	482号	鳥取市佐治町古市（鳥取市道南岸線と連絡する位置）から同市佐治町森坪（鳥取市道南岸線と連絡する位置）まで

2 制限を解除する占用物件

新たに地上に設ける電柱、電話柱その他の柱類

- 3 占用の制限を解除する理由
災害発生時の緊急輸送網として機能する道路から除外するため
- 4 占用の制限の解除の期日
令和6年6月1日

鳥取県告示第363号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年5月24日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和6年4月8日 鳥取県指令第202400011962号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市麦垣町字川向前
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市中島一丁目1-57
種田 純平

鳥取県告示第364号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年5月24日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和6年4月26日 鳥取県指令第202400011989号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市高松町字与次右エ門開
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市美保町309-8
岩永 和重

鳥取県告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり南部町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年5月24日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

退任した役員の氏名及び住所

理 事 板 利喜夫 西伯郡南部町落合311

令和6年4月28日退任

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第27号

令和6年第8回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年5月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

- 1 日時 令和6年5月28日（火） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
 - (1) 令和6年度地域コミュニティフォーラムの開催について（中国ブロック）
 - (2) その他

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）新房五郎の所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和6年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る次の(1)に掲げる土地について、森林法第30条の規定により行った保安林の指定予定の告示（令和6年4月26日付鳥取県告示第295号）の内容
（告示の内容）
 - (1) 保安林予定森林の所在場所
日野郡日南町河上字蟹ヶ谷1244の3
 - (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 通知の掲示場所 日南町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年5月24日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

- 1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

オリンパスマーケティング株式会社 手術用顕微鏡システム 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(4) 納入期限

令和7年3月31日(月)

(5) 入札方法等

入札は紙入札によるものとする。

入札書に記載する金額は、契約申込金額(課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。))とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告の日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件調達の公告の日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を、令和6年5月31日(金)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(5) 1の(1)に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営戦略課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営戦略課

電話 0857-26-2271(内線2752)

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和6年5月24日（金）から同年6月24日（月）までの間にインターネットの鳥取県立中央病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年5月24日（金）から同年6月24日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所又は郵送申込先

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年7月3日（水）午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時までとする。

イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院7階会議室1

5 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、2回目以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和6年6月24日（月）午後5時までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Surgical microscope system, 1 Set

(2) June 24, 2024 5 : 00 PM : Time - limit for the submission of documents for qualification confirmation

(3) July 3, 2024 1 : 30 PM : Time - limit for the submission of tenders

July 3, 2024 10 : 00 AM : Time - limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Management Strategy Division, Tottori Prefectural Central Hospital,
730 ezu, Tottori - shi, Tottori 680 - 0901 Japan

TEL 0857 - 26 - 2271

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年5月24日

鳥取県教育センター所長 横 山 順 一

1 調達件名及び数量	令和6年度鳥取県教育系ネットワーク管理運営業務 一式
2 契約方式	随意契約
3 随意契約の相手方を決定した日	令和6年3月22日
4 契約の相手方の名称及び所在地	株式会社鳥取県情報センター 鳥取市寺町50
5 契約金額	88,226,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 随意契約による理由	随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）
7 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県教育センター 鳥取市湖山町北五丁目201

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年5月24日

鳥取県教育センター所長 横 山 順 一

1 調 達 件 名 及 び 数 量	鳥取県立学校（西部地区）VPNサービス業務 一式
2 契 約 方 式	随意契約
3 随意契約の相手方を決定した日	令和6年3月15日
4 契約の相手方の名称及び所在地	株式会社中海テレビ放送 米子市河崎610
5 契 約 金 額	34,471,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 随意契約による理由	随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）
7 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県教育センター 鳥取市湖山町北五丁目201

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年5月24日

鳥取県教育センター所長 横 山 順 一

1 調 達 件 名 及 び 数 量	県立学校会計年度任用職員用パソコン賃貸借 一式
2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	令和6年4月2日
4 落札者の名称及び所在地	NX・TCリース&ファイナンス株式会社山陰営業所 米子市両三柳2371-8
5 落 札 金 額	115,104,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	令和6年2月21日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県教育センター 鳥取市湖山町北五丁目201

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年5月24日

鳥取県教育センター所長 横 山 順 一

1 調 達 件 名 及 び 数 量	県立学校ファイアウォール等賃貸借 一式
2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	令和6年4月2日
4 落札者の名称及び所在地	NX・TCリース&ファイナンス株式会社山陰営業所 米子市両三柳2371-8
5 落 札 金 額	28,003,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	令和6年2月21日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県教育センター 鳥取市湖山町北五丁目201

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年5月24日

鳥取県教育センター所長 横 山 順 一

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 令和6年度県立学校無線アクセスポイント整備業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和6年4月9日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社タイヨー通信
西伯郡日吉津村大字日吉津45-3 |
| 5 落札金額 | 43,890,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和6年2月27日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県教育センター
鳥取市湖山町北五丁目201 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年5月24日

鳥取県教育センター所長 横 山 順 一

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 県立学校（東中部地区）教室用パソコン等賃貸借 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和6年4月24日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | NX・TCリース&ファイナンス株式会社山陰営業所
米子市両三柳2371-8 |
| 5 落札金額 | 72,085,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和6年3月15日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県教育センター
鳥取市湖山町北五丁目201 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年5月24日

鳥取県教育センター所長 横 山 順 一

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 県立学校（中西部地区）教室用パソコン等賃貸借 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和6年4月24日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | NX・TCリース&ファイナンス株式会社山陰営業所
米子市両三柳2371-8 |
| 5 落札金額 | 64,944,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和6年3月15日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県教育センター
鳥取市湖山町北五丁目201 |